

国立大学法人京都教育大学保有個人情報の開示方法及び 開示請求手数料等に関する細則

平成17年 3月28日 制 定
平成26年 1月27日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この細則は、国立大学法人京都教育大学（以下、「本学」という。）の保有個人情報の開示方法及び開示請求手数料等に関し、必要な事項を定める。

(保有個人情報の開示方法)

第2条 保有個人情報の開示の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、第二号に規定するもの）の閲覧
- 二 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（手数料）

第3条 本学個人情報に関する取扱要項第9条の開示請求手数料は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき300円とする。

2 手数料は、本学会計課に現金で納付もしくは本学指定銀行口座へ振込みするものとする。（振込手数料は、開示請求者が負担する。）

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年10月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年1月27日から施行する。